製品品質に係る追加試買テスト
（特定電気用品に関する確認）

報告書(B)

平成２１年度

平成22年3月

March, 2010

序

本報告書は、経済産業省からの委託により実施した平成21年度における「製品品質に係る追加試買テスト（特定電気用品に関する確認）」の成果報告である。

１．調査の目的

本調査は、製品安全政策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため及び、適合性検査を受け市販されている特定電気用品について、電気用品安全法令に定める事項の遵守状況等を確認するためテスト及び調査を行い、法執行等の参考に資する資料を得ることを目的とする。

２．調査の内容

特定電気用品に関する確認

現在市販されている電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）の規制対象である特定電気用品を市場から買い上げ、電気用品安全法令の遵守状況、表示内容の妥当性等についてテスト・調査を実施してその結果から問題点の解明を行い、当該電気用品の安全性等を検証し、製品に起因する事故の未然防止及び再発防止を図る上で留意すべき問題点等の取りまとめを行った。

３．調査の期間

平成２１年１２月２１日から平成２２年３月１９日まで

目　次

調査検討報告

電気用品安全法特定製品安全性等調査確認

１．まえがき

　本調査では、市場に流通している電気用品安全法対象品目のうち、経済産業省より指定された品目、機種について試買テストを実施した。

２．電気用品試買検査の実施方法

２．１　検査品目

　電気用品安全法対象品目（特定電気用品１１５品目、特定電気用品以外の電気用品３３９品目）のうち、法第9条の登録検査機関の適合性検査を受けた事業者、特定電気用品の中から１９品目について試買テストを実施した。

２．２　検査項目

① 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和３７年通商産業省令第８５号）第1項の技術基準の該当項目又は第2項の規定に基づく基準（ただし、部品性能試験を除く）。

② 電気用品安全法又は電気用品取締法で規定する表示。

試買電気用品リスト　（　40 品目　128 機種　144 台）

特定電気用品　（　40 品目　128 機種　144 台）

電気用品の区分	電気用品名
配線器具　（　8　）	タイムスイッチ その他の点滅器 差込みプラグ マルチタップ コードコネクターボディ 器具用差込みプラグ アダプター その他の差込接続器
小形単相変圧器　（　4　）	その他の家庭機器用変圧器 電子応用機械器具用変圧器 蛍光灯用安定器 水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器
電熱器具　（　11　）	電気便座 電気温蔵庫 その他の凍結･凝結防止用電熱器具 電気温水器 家庭用温熱治療器 電気スチームバス スチームバス用電熱器 電気サウナバス サウナバス用電熱器 観賞魚用ヒーター 電熱式おもちゃ
電動力応用機械器具　（　13　）	電気ポンプ 冷蔵用のショーケース 冷凍用のショーケース アイスクリームフリーザー ディスポーザー 電気マッサージ器 自動洗浄乾燥式便器 自動販売機 浴槽用電気気泡発生器 観賞魚用電気気泡発生器 その他の電気気泡発生器 電動式おもちゃ 電気乗物
交流用電気機械器具　（　3　）	磁気治療器 電撃殺虫器 直流電源装置
携帯発電機　（　1　）	携帯発電機

３．電気用品試買検査の結果

３．１　検査結果の概要

試買検査は、１９品目、７８機種について、検査品を使用して検査を実施した。そのうちの１２品目３０機種に電気用品安全法で定める技術基準上の不適合があった。また、１品目１機種に施行規則で規定する表示等に関する不適合があった。

３．２　電気用品試買検査結果総括表

【総合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
総合計	41 （ 3 ）	78 （ 6 ）	19 （ 1 ）	27 （ 1 ）	1 （ 0 ）	1 （ 0 ）
品目数	19		12		1	

備考：表中の括弧内は、事業者数にあっては輸入事業者数を、機種数にあっては輸入機種数を示し、内数である。（以下、この項において同じ。）

特定電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
タイムスイッチ	1	1	1	1		
その他の点滅器	2	2	1	1		
その他の差込接続器	1	2	1	2		
その他の家庭機器用変圧器	3	3	2	2		
蛍光灯用安定器	1	4	1	2		
水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	6	6				
その他の凍結・凝結防止用電熱器具	3	5	3	5	1	1
電気温水器	1	1	1	1		
家庭用温熱治療器	3	5	2	3		
電気サウナバス	1	1				
サウナバス用電熱器	1	1	1	1		
電気ポンプ	2	14				
電気マッサージ器	3	7	2	2		
観賞魚用電気気泡発生器	1 （ 1 ）	3 （ 3 ）				
その他の電気気泡発生器	1 （ 1 ）	3 （ 1 ）				
電動式おもちゃ	1	1				
磁気治療器	1	1				
直流電源装置	6 （ 1 ）	14 （ 2 ）	3 （ 1 ）	6 （ 1 ）		
携帯発電機	3	4	1	1		
特定電気用品合計	41 （ 3 ）	78 （ 6 ）	19 （ 1 ）	27 （ 1 ）	1 （ 0 ）	1 （ 0 ）
品目数	19		12		1	

３．３　技術基準不適合項目と不適合数

技術基準不適合	不適合数
省令第1項	57
省令第2項	3
総計	60

【省令第1項】

不　適　合　項　目	技　術　基　準　の　内　容	不適合数
別表第四1(2)ハ	充電部露出	1
別表第四1(2)ナ(ロ)	ねじの呼び径	2
別表第四1(2)タ	空間距離	3
別表第四1(4)ロ(イ)	雑音	1
別表第四1(5)	表示	1
別表第六1(2)ヘ	空間距離	4
別表第六1(2)ラ	コンセントへの表示	1
別表第六1(5)	定格2次短絡電流の表示	1
別表第六2(5)ロ	平常温度上昇	1
別表第六4(8)ハ(ハ)	異常温度上昇	1
別表第八1(1)リ	アース用端子の材料	1
別表第八1(2)イ	形状、組立て	1
別表第八1(2)ヘ	充電部の露出	1
別表第八1(2)ト	空間距離	7
別表第八1(2)ヌ(ハ)	内部配線(被覆の損傷)	1
別表第八1(2)ヲ	電源電線の接続部の張力	4
別表第八1(2)タ	防湿処理	1
別表第八1(2)ツ(ロ)	アース機構の電気的接続	1
別表第八1(2)ツ(ニ)b	アース端子の表示	1
別表第八1(2)ツ(ホ)a	アース用端子	2
別表第八1(2)マ	電流(温度)ヒューズの定格表示	2
別表第八1(2)ケ	外郭の強度	2
別表第八1(2)ヒ	断熱材等の難燃性	2
別表第八1(3)ハ	アース線	1
別表第八1(4)ハ(イ)	消費電力の許容差	2
別表第八1(12)	表示	3
別表第八2(23)ハ(ハ)	平常温度上昇	2
別表第八2(23)ニ(ハ)	異常温度上昇	2
別表第八2(32)ロ	絶縁性能	2
別表第八2(102)ハ	絶縁性能	1
別表第八2(102)ホ	平常温度上昇	1
別表第八3(1)ロ	構造	1
合　　　計		57

【省令第2項】

不　適　合　項　目	技　術　基　準　の　内　容	不適合数
J60335－1(H14)11．8	温度上昇	2
J60950(H19)4．2．5	衝撃試験	1
合　　　計		3

３．４　検査品目番号と対比する電気用品名一覧

電気用品名（19品目）	機種数	品目番号	備考
タイムスイッチ	1	001	
その他の点滅器	2	002	
差込みプラグ	0	ー	指定機種なし
マルチタップ	0	ー	指定機種なし
コードコネクターボディ	0	ー	指定機種なし
器具用差込みプラグ	0	ー	指定機種なし
アダプター	0	ー	指定機種なし
その他の差込接続器	2	003	
その他の家庭機器用変圧器	3	004	
電子応用機械器具用変圧器	0	ー	指定機種なし
蛍光灯用安定器	4	005	
水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	6	006	
電気便座	0	ー	指定機種なし
電気温蔵庫	0	ー	指定機種なし
その他の凍結･凝結防止用電熱器具	5	007	
電気温水器	1	008	
家庭用温熱治療器	5	009	
電気スチームバス	0	ー	指定機種なし
スチームバス用電熱器	0	ー	指定機種なし
電気サウナバス	1	010	
サウナバス用電熱器	1	011	
観賞魚用ヒーター	0	ー	指定機種なし
電熱式おもちゃ	0	ー	指定機種なし
電気ポンプ	14	012	
冷蔵用のショーケース	0	ー	指定機種なし
冷凍用のショーケース	0	ー	指定機種なし
アイスクリームフリーザー	0	ー	指定機種なし
ディスポーザー	0	ー	指定機種なし
電気マッサージ器	7	013	
自動洗浄乾燥式便器	0	ー	指定機種なし
自動販売機	0	ー	指定機種なし
浴槽用電気気泡発生器	0	ー	指定機種なし
観賞魚用電気気泡発生器	3	014	
その他の電気気泡発生器	3	015	
電動式おもちゃ	1	016	
電気乗物	0	ー	指定機種なし
磁気治療器	1	017	
電撃殺虫器	0	ー	指定機種なし
直流電源装置	14	018	
携帯発電機	4	019	
	78		

３．５　品目別検査結果表

注：表中の記号（〇、×、ー）の意味は、次のとおりです。
〇　：適合した項目
×　：適合しなかった項目
ー　：試験を適用しなかった項目

品目番号Ｂ０１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第四																								判定	
					１．共通事項					２．点滅器																				
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑴	⑵ 性能																			
					材料	構造	部品及び附属品	雑音の強さ	表示	構造	イ 端子部の強度	ロ 外部の強度	ハ 引張強度	ニ 耐熱性能	ホ 電圧動作特性	ヘ 開閉性能	ト 温度上昇	チ 異常温度上昇	リ 絶縁性能	ヌ 短絡遮断性能									技術基準	施行規則
1	タイムスイッチ	100V 2A	PSE COSMOS (HINA-2000)	日南田電気㈱	○	×	○	×	○	○	○	○	－	－	－	○	○	－	○	－									×	○

品目番号Ｂ０２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第四																								判定	
					１．共通事項					２．点滅器																				
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2) 性能																			
					材料	構造	部品及び附属品	雑音の強さ	表示	構造	イ 端子部の強度	ロ 外郭の強度	ハ 引張強度	ニ 耐熱性能	ホ 電圧動作特性	ヘ 開閉性能	ト 温度上昇	チ 異常温度上昇	リ 絶縁性能	ヌ 短絡遮断性能									技術基準	施行規則
1	その他の点滅器	100V 2.9A	cosmos (ES-CRM-13)	マックス㈱	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－									○	○
2	その他の点滅器	125V 3.2A	(FTBMP-10SW-3.2A)	吉田電機工業㈱	○	×	○	○	×	○	○	－	－	－	－	○	○	－	○	－									×	○

品目番号Ｂ０３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第四																								判定	
					１．共　通　事　項					６．接続器																				
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑴	⑵	⑶性能																		
												イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル								
					材料	構造	部品及び附属品	雑音の強さ	表示	構造	定格	端子部の強度	外郭の強度	保持力及び引張強度	巻取機構の性能	耐熱性能	開閉性能	温度上昇	絶縁性能	短絡遮断性能	接触抵抗	耐熱性							技術基準	施行規則
1	その他の差込み接続器	100V 10A	cosmos（KA01）	㈱光城精工	○	×	○	○	○	○	−	○	○	○	−	−	○	○	○	−	○	−							×	○
2	その他の差込み接続器	100V 15A	cosmos（KA02）	㈱光城精工	○	×	○	○	○	○	−	○	○	○	−	−	○	○	○	−	○	−							×	○

品目番号Ｂ０４

検査試料番号	電気用品名	定格	型式認可番号等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第六																								判定	
					１．共通事項													２．個別事項												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) ２次電圧変動特性	(5) 表示									(1) 構造	(2) 定格２次電圧	(3) ２次電圧変動特性	(4) ２次短絡電流特性	(5) 平常温度上昇	(6) 絶縁性能	(7) 異常温度上昇	(8) 機械的強度				技術基準	施行規則
1	その他の家庭機器用変圧器	100V 9V 7VA 50/60Hz	cosmos （Vibralarm）	エース電機㈱	○	○	○	○	×									○	○	○	※	○	○	○	○				×	○
2	その他の家庭機器用変圧器	100V 24.5V 22VA 50-60Hz	cosmos （MK-719）	コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱	○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○	○	－				○	○
3	その他の家庭機器用変圧器	100V 100V 200VA 50/60Hz	cosmos （fairyｸﾘｰﾝ電源装置）	㈱光城精工	○	×	○	○	○									○	○	○	○	×	○	○	－				×	○

備考：※印については、定格２次短絡電流の表示がなかったため、判定出来なかった。

品目番号Ｂ０５

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第六																								判定	
					１．共　通　事　項													４．個　別　事　項												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 2次電圧変動特性	(5) 表示									(1) 構造	(2) 定格	(3) 陰極予熱電流特性	(4) 2次短絡電流特性	(5) 点灯特性	(6) 平常温度上昇	(7) 絶縁性能	(8) 異常温度上昇				技術基準	施行規則
1	蛍光灯用安定器	200V 50/60Hz 0.25A 47W FLR40S/M	cosmos (FA2140-B3K)	東西電工㈱	○	×	○	○	○									○	○	－	○	○	○	○	○				×	○
2	蛍光灯用安定器	200V 50/60Hz 0.34A 67W FLR40S/M/36 ×2	cosmos (FA2240-B6)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	－	○	○	○	○	○				○	○
3	蛍光灯用安定器	100V 50/60Hz 0.450A 42W FLR40S/M	cosmos (FA1140-B16)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	－	○	○	○	○	×				×	○
4	蛍光灯用安定器	100V 50/60Hz 1.10A 102W FPL55×2	cosmos (FA1255-B5)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	－	○	○	○	○	○				○	○

品目番号Ｂ０６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第六																								判定	
					１．共　通　事　項													４．個　別　事　項												
					⑴材料	⑵構造	⑶部品及び附属品	⑷２次電圧変動特性	⑸表示									⑴構造	⑵定格	⑶陰極予熱電流特性	⑷２次短絡電流特性	⑸点灯特性	⑹平常温度上昇	⑺絶縁性能	⑻異常温度上昇				技術基準	施行規則
1	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	200V 60Hz 2.3A 430W HF400	PSE cosmos (C6H21400-A2)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	−	○	○	○	○	−				○	○
2	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	100V 50Hz 3.1A 280W HF250	PSE cosmos (C5H11250-A1)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	−	○	○	○	○	−				○	○
3	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	200V 50Hz 2.3A 430W HF400	PSE cosmos (C5H21400-A2)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	−	○	○	○	○	−				○	○
4	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	200V 50Hz 1.45A 265W HF250	PSE cosmos (C5H21250-A1)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	−	○	○	○	○	−				○	○
5	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	200V 60Hz 1.45A 265W HF250	PSE cosmos (C6H21250-A1)	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	−	○	○	○	○	−				○	○

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第六																								判定	
					１．共　通　事　項													４．個　別　事　項												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸									⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻					
					材料	構造	部品及び附属品	2次電圧変動特性	表示									構造	定格	陰極予熱電流特性	2次短絡電流特性	点灯特性	平常温度上昇	絶縁性能	異常温度上昇				技術基準	施行規則
6	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	100V 60Hz 3.1A 280W HF250	PSE cosmos （C6H11250-A1）	東西電工㈱	○	○	○	○	○									○	○	－	○	○	○	○	－				○	○

品目番号Ｂ０７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八　１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（３２）											判定	
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇								技術基準	施行規則
1	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （VCHO-15SDHF）	㈱トキナー	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	○								×	○
2	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （KH5000WD-T）	東芝テリー㈱	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	×	○	○								×	○
3	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	100V 20W 50/60Hz	PSE cosmos （A-OH15BH1）	㈱エーエスシー	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	×		○	○	○	○								×	○
4	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	－	（VCHO-14DHF）	㈱トキナー	○	×	○	※	○	○	－	○	○	－	－	×		○	○	○	○								×	×
5	その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	100V 40W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （DCHO-190）	㈱トキナー	○	×	○	○	○	○	－	○	○	－	－	×		○	○	○	○								×	○

備考：※印については、定格消費電力の表示がなかったため、判定出来なかった。

品目番号Ｂ０８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（１２）												
					⑴ 材料	⑵ 構造	⑶ 部品及び附属品	⑷ 消費電力等の許容差	⑸ 雑音の強さ	⑹ 電圧変動による運転性能	⑺ 二重絶縁構造	⑻ 始動特性	⑼ 漏えい電流測定	⑽ ブラウン管及びその附属品	⑾ 太陽電池モジュール	⑿ 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇								技術基準	施行規則
1	電気温水器	100V 430W 50/60Hz 屋内用	PSE cosmos （SP-ROHC150G-SDUV）	産電子工業㈱	○	×	×	×	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－								×	○

品目番号Ｂ０９

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（２３）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ				
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度	折り畳み性能	噴霧性能	圧力安全弁の動作性能	感熱線の均一特性			技術基準	施行規則
1	家庭用温熱治療器	100V 8W 50/60Hz	PSE cosmos （KTE249）	テクノエレメント㈱	○	×	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	×	×	○	−	−	−	−			×	○
2	家庭用温熱治療器	100V 30W 50/60Hz	PSE cosmos （SBO-1）	テクノエレメント㈱	○	×	○	×	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	×	×	○	−	−	−	−			×	○
3	家庭用温熱治療器	100V 195W 50/60Hz	PSE cosmos （H10-1）	㈱リッコー	○	×	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○	○	○	○	−	−	−			×	○
4	家庭用温熱治療器	100V 46W 50/60Hz	PSE cosmos （ｽﾘｰﾐｰﾛｰﾗｰDX）	フランスベッド㈱	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○	○	○	○	−	−	−			○	○
5	家庭用温熱治療器	100V 10W 50/60Hz	PSE cosmos （ﾋﾞｰﾄｾﾗﾋﾟｰS）	フランスベッド㈱	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○	○	○	−	−	−	−			○	○

品目番号Ｂ１０

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（２６）												
					⑴材料	⑵構造	⑶部品及び附属品	⑷消費電力等の許容差	⑸雑音の強さ	⑹電圧変動による運転性能	⑺二重絶縁構造	⑻始動特性	⑼漏えい電流測定	⑽ブラウン管及びその附属品	⑾太陽電池モジュール	⑿表示		イ構造	ロ絶縁性能	ハ平常温度上昇	ニ異常温度上昇	ホ折り畳み性能	ヘ感熱線の均一特性						技術基準	施行規則
1	電気サウナバス	100V 200W	cosmos（ご湯るりと（GG-200））	小林産業㈱	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○	○	○	−						○	○

品目番号Ｂ１１

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（１）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	熱板の強度							技術基準	施行規則
1	サウナバス用電熱器	200V 2.15A 50/60Hz	PS E cosmos （RSS-2-3-1P）	㈱メトス	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	－							×	○

品目番号Ｂ１２

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（４９）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	消費電力の許容差	附属圧力スイッチの性能							技術基準	施行規則
1	電気ポンプ	100V 440W 60Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-250）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
2	電気ポンプ	100V 620W 60Hz 水中用	PSE cosmos （PG-400）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
3	電気ポンプ	100V 650W 50Hz 水中用	PSE cosmos （PG-400）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
4	電気ポンプ	100V 620W 60Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-400）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
5	電気ポンプ	3相 200V 570W 60Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-400T）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（４９）												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 消費電力の許容差	ホ 附属圧力スイッチの性能							技術基準	施行規則
6	電気ポンプ	3相 200V 570W 60Hz 水中用	cosmos (PG-400T)	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
7	電気ポンプ	3相 200V 595W 50Hz 水中用	cosmos (PG-400T)	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
8	電気ポンプ	3相 200V 0.95kW 60Hz 水中用	cosmos (U-212KA)	㈱桜川ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
9	電気ポンプ	3相 200V 0.995kW 50Hz 水中用	cosmos (U-212KA)	㈱桜川ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
10	電気ポンプ	3相 200V 1090W 50Hz 水中用	cosmos (PG-750)	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
11	電気ポンプ	3相 200V 1030W 60Hz 水中用	cosmos (PG-750)	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（４９）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	消費電力の許容差	附属圧力スイッチの性能							技術基準	施行規則
12	電気ポンプ	100V 405W 50Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-250）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
13	電気ポンプ	100V 650W 50Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-400）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○
14	電気ポンプ	3相 200V 595W 50Hz 水中用	PSE cosmos （PGA-400T）	㈱寺田ポンプ製作所	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	－	○		○	○	○	－	－							○	○

品目番号Ｂ１３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（６８）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度							技術基準	施行規則
1	電気マッサージ器	100V 48W 50/60Hz 15分定格	PSE cosmos （TF2000）	㈱惣田製作所 （テスコム電機）	○	×	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		−	○	○	−	−							×	○
2	電気マッサージ器	100V 100W 50/60Hz	PSE cosmos （ｽﾘｰﾐｰﾛｰﾗｰDX）	フランスベッド㈱	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		−	○	○	○	−							○	○
5	電気マッサージ器	100V 35W 50/60Hz 15分定格	PSE cosmos （HFM-1000）	㈱惣田製作所 （日立リビングサプライ）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		−	○	○	−	−							○	○
6	電気マッサージ器	100V 40W 50/60Hz 15分定格	PSE cosmos （LB-601）	㈱惣田製作所 （リビングテクノロジー）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		−	○	○	−	○							○	○
7	電気マッサージ器	100V 95W 50/60Hz 30分定格	PSE cosmos （ｴｱｰｽﾄﾚｯﾁﾏｯﾄﾚｽ）	フランスベッド㈱	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		−	○	○	○	−							○	○

品目番号Ｂ１３

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令２項： Ｊ６０３３５－１（Ｈ１４）、Ｊ６０３３５－２－３２（Ｈ１４）及びＪ５５０１４－１（Ｈ１４）																								判定	
					7	8	10	11	13	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32				
					表示及び取扱説明書	充電部への可触に対する保護	入力及び電流	温度上昇	運転時の漏洩電流及び耐電性	耐湿性	漏洩電流及び耐電性	変圧器及び変圧器に接続した回路のの過負荷保護	異常運転	安定性及び機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電線接続及び外部可とうコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	耐腐食性	エックス線放射、毒性その他これに類する危険性	雑音の強さ		技術基準	施行規則
3	電気マッサージ器	100V 44W 50/60z	PSE cosmos （ﾋﾞｰﾄｾﾗﾋﾟｰ-S）	フランスベッド㈱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○		○	○
4	電気マッサージ器	100V 62W 50/60Hz 30分定格	PSE cosmos （RC-308）	㈱フジ医療器	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○		×	○

品目番号Ｂ１４

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（７７）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ										
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇									技術基準	施行規則
1	観賞魚用電気気泡発生器	100V 38W 50/60Hz 屋外用	PSE cosmos (HP-40)	㈱テクノ高槻 （輸入）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○									○	○
2	観賞魚用電気気泡発生器	100V 51W 50/60Hz 屋外用	PSE cosmos (HP-60)	㈱テクノ高槻 （輸入）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○									○	○
3	観賞魚用電気気泡発生器	100V 71W 50/60Hz 屋外用	PSE cosmos (HP-80)	㈱テクノ高槻 （輸入）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○									○	○

品目番号Ｂ１５

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																									判定	
					１．共 通 事 項													２．個 別 事 項（７８）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度							技術基準	施行規則
1	その他の電気気泡発生器	100V 39W 50/60Hz 屋外用 回	PSE JET （CP-60W）	㈱テクノ高槻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
2	その他の電気気泡発生器	100V 58W 50/60Hz 屋外用 回	PSE JET （CP-80W）	㈱テクノ高槻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○
3	その他の電気気泡発生器	100V 22W 50/60Hz 屋外用	PSE cosmos （HP-30）	㈱テクノ高槻 （輸入）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○

品目番号Ｂ１６

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（８４）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ								
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度							技術基準	施行規則
1	電動式おもちゃ	100V 700W 50/60Hz	PSE cosmos（ﾏｼﾞｶﾙｽﾉｰﾏﾝ）	㈱西山電器製作所	○	○	○	○	○	○	−	○	○	−	−	○		○	○	○	−	−							○	○

品目番号Ｂ１７

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名(ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（９３）												
					⑴	⑵	⑶	⑷	⑸	⑹	⑺	⑻	⑼	⑽	⑾	⑿		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ							
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	定格	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度						技術基準	施行規則
1	磁気治療器	100V 43/36VA 50/60Hz 30分定格	PSE cosmos (F型ﾏｸﾞﾈﾀｲｻﾞｰ)	㈱マグネタイザー	○	○	○	○	○	○	ー	ー	○	ー	ー	○		ー	ー	○	○	ー	○						○	○

品目番号Ｂ１８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等（型番）	製造事業者名又は輸入事業者名（ブランド名）	1.共通事項 ⑴材料	⑵構造	⑶部品及び附属品	⑷消費電力等の許容差	⑸雑音の強さ	⑹電圧変動による運転性能	⑺二重絶縁構造	⑻始動特性	⑼漏えい電流測定	⑽ブラウン管及びその附属品	⑾太陽電池モジュール	⑿表示		2.個別事項（１０２） イ構造	ロ定格	ハ絶縁性能	ニ２次電圧変動特性	ホ平常温度上昇	ヘ異常温度上昇	ト機械的強度					判定 技術基準	施行規則
2	直流電源装置	100V 51VA 50/60Hz DC24V DC0.6A	PSE cosmos （SPE-1580）	㈲飯野防災工業 （セコム）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	－	○	○	○	○	－					○	○
3	直流電源装置	100V 138VA 50/60Hz DC12V DC4.5A	PSE cosmos （SPE-1570）	㈲飯野防災工業 （セコム）	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	－	○	○	○	○	－					×	○
4	直流電源装置	100V 462VA 50/60Hz DC24V DC8A	PSE cosmos （PO-W0371）	セコム工業㈱ （セコム）	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	－	○	○	○	○	－					○	○
5	直流電源装置	100-240V 120-130VA 50/60Hz DC16V DC6.5A	PSE cosmos （RC120-16DC4F-T1P1）	双葉電気㈱	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	－	○	○	○	○	○					○	○
6	直流電源装置	100V 36VA 50/60Hz DC9-57V DC0.13-0.35A	PSE cosmos （LC350-20）	㈱ナユタ	○	×	○	○	○	○	－	－	○	－	－	○		○	－	○	○	○	○	○					×	○

電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（１０２）												
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト						
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	雑音の強さ	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示		構造	定格	絶縁性能	２次電圧変動特性	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度					技術基準	施行規則
7	直流電源装置	100V 90VA 50/60Hz DC13V DC1A	cosmos （H-PS001A）	㈱ナユタ	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	○	×	○	−					×	○
8	直流電源装置	100V 13VA 50/60Hz DC12V DC240mA	cosmos （PO-W0100）	㈲飯野防災工業 （セコム）	○	×	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	○	○	○	−					×	○
9	直流電源装置	100V 24VA 50/60Hz DC12V DC0.63A	cosmos （PO-W0241）	㈲飯野防災工業 （セコム）	○	×	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	×	○	○	○	−					×	○
11	直流電源装置	100V 120VA 50/60Hz DC12/24V DC1.1A	cosmos （PO-W0030）	セコム工業㈱ （セコム）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	○	○	○	−					○	○
12	直流電源装置	100V 40VA 50/60Hz DC8V DC2A	cosmos （HCS034A-5CELL）	北伸電機㈱	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	−	○	○	○					○	○
13	直流電源装置	100V 78VA 50/60Hz DC17.6V DC2A	cosmos （HCS034A-11CELL）	北伸電機㈱	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	−	○	○	○					○	○

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													２．個　別　事　項（１０２）												
					⑴ 材料	⑵ 構造	⑶ 部品及び附属品	⑷ 消費電力等の許容差	⑸ 雑音の強さ	⑹ 電圧変動による運転性能	⑺ 二重絶縁構造	⑻ 始動特性	⑼ 漏えい電流測定	⑽ ブラウン管及びその附属品	⑾ 太陽電池モジュール	⑿ 表示		イ 構造	ロ 定格	ハ 絶縁性能	ニ ２次電圧変動特性	ホ 平常温度上昇	ヘ 異常温度上昇	ト 機械的強度					技術基準	施行規則
14	直流電源装置	100-240V 225-295VA 50-60Hz DC12.6/25.2/37.8V DC3A	PSE cosmos （UBC）	㈱八幡電機製作所 （URYU）	○	○	○	○	○	○	−	−	○	−	−	○		○	−	○	−	○	○	○					○	○

品目番号Ｂ１８

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令２項：Ｊ６０９５０（Ｈ１９）及びＪ５５０２２（Ｈ２０）																									判定	
					1.5	1.6	1.7	2	3	4.1	4.2	4.3	4.4	4.5	4.6	4.7	5.1	5.2	5.3	6											
					部品	電源インターフェイス	表示及び取扱説明書	危険からの保護	配線・接続及び電源の供給	安定性	機械的強度	設計及び構造	危険な可動部に対する保護	温度に関する要求事項	エンクロージャーの開口	耐火性	タッチカレント及び保護導体電流	耐電圧	異常運転及び故障状態	電気通信網への接続	雑音の強さ									技術基準	施行規則
1	直流電源装置	100-240V 1.1-0.6A 50/60Hz DC16V DC2.8A	cosmos (VGP-AC16V11)	長野日本無線㈱ （ソニー） （輸入）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○									○	○
10	直流電源装置	100-240V 0.48-0.28A 50/60Hz DC10.5V DC1.9A	cosmos (VGP-AC10V2)	長野日本無線㈱ （ソニー） （輸入）	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○									×	○

品目番号Ｂ１９

検査試料番号	電気用品名	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	電気用品の技術上の基準を定める省令１別表第八																								判定	
					１．共　通　事　項													３．携帯発電機												
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 雑音の強さ	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示		(1) 構造	(2) 絶縁性能	(3) 平常温度上昇	(4) 過負荷性能	(5) 電圧変動率	(6) 運転試験	(7) 雑音の強さ					技術基準	施行規則
1	携帯発電機	単相 100V 24A 2.4kVA 50Hz	PSE cosmos （SGE3000BS）	㈱ダイシン	×	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○		×	○	○	－	○	○	○					×	○
2	携帯発電機	単相 100V 9.0A 900VA 50/60Hz	PSE cosmos （EF900iS）	ヤマハモーターパワープロダクツ㈱	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	○					○	○
3	携帯発電機	単相 100V 22A 2.2kVA 50Hz	PSE cosmos （GA-2605U2）	デンヨー㈱	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	○					○	○
4	携帯発電機	単相 100V 20A 2.0kVA 50/60Hz	PSE cosmos （EF2000IS）	ヤマハモーターパワープロダクツ㈱	○	○	○	－	－	－	－	－	○	－	－	○		○	○	○	－	○	○	○					○	○

３．６　技術基準不適合電気用品の概要

３．６　技術基準不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
タイムスイッチ 品目番号Ｂ０１ 試料番号１	100V 2A	◇PSE cosmos （HINA-2000）	日南田電気㈱	１．　構造試験において、工具を使用しないで取り外すことができるヒューズホルダーのキャップを取り外したとき、ヒューズホルダー内部充電部に試験指が触れた。	別表第四１（２）ハ 充電部には、通常の使用状態において試験指が触れないこと。	1
				２．　雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上３０ＭＨｚ以下の範囲で最大値が７７．６／７８．３ｄＢ（測定周波数５２６．５／５２６．５ｋＨｚ、電源周波数５０／６０Ｈｚ）であつた。	別表第四１（４）ロ（イ） 連続性雑音端子電圧（負荷端子）は、周波数が５２６．５ｋＨｚ以上以上５ＭＨｚ以下の範囲にあっては７４ｄＢ以下、５ＭＨｚを超え３０ＭＨｚ以下の範囲にあっては７４ｄＢ以下であること。	－
その他の点滅器 品目番号Ｂ０２ 試料番号２	125V 3.2A	（FTBMP-10SW-3.2A）	吉田電機工業㈱	１．　構造試験において、プリント基板上の１２５Ｖ異極充電部相互間が最小０．９ｍｍであった。	別表第四１（２）タ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は１．５mm以上（金属粉が付着し難い箇所、１２５Ｖ）であること。	1
				２．　構造試験において、プリント基板上の１２５Ｖ充電部とアースするおそれのある非充電金属部間が最小０．７ｍｍであった。	別表第四１（２）タ 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は１．５ｍｍ以上（金属粉が付着し難い箇所、１２５Ｖ）であること。	2
				３．　表示において、表示すべき事項である「機器用である旨」の表示がなかった。	別表第四１（５） 附表第七に規定する表示の方式により表示すること。	3
その他の差込み接続器 品目番号Ｂ０３ 試料番号１	100V 10A	◇PSE cosmos （KA01）	㈱光城精工	１．　構造試験において、プリント基板上（印刷配線）の１００Ｖ異極充電部相互間が最小０．６ｍｍであった。	別表第四１（２）タ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は１．５mm以上（金属粉が付着し難い箇所、１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
その他の差込み接続器 品目番号Ｂ０３ 試料番号１	100V 10A	cosmos （KA01）	㈱光城精工	２．　構造試験において、アース線を接続する器体外部のアース用端子ねじの呼び径が３ｍｍであつた。	別表第四１（２）ナ（ロ） ねじ端子にあっては、その呼び径は、４mm以上（押し締めねじ型のもの、定格が１５Ａ以下の差込み接続器に使用するもの、溝付六角頭ねじ及び大頭丸平小ねじにあっては、３．５mm以上）であること。	2
その他の差込み接続器 品目番号Ｂ０３ 試料番号２	100V 15A	cosmos （KA02）	㈱光城精工	構造試験において、アース線を接続する器体外部のアース用端子ねじの呼び径が３ｍｍであつた。	別表第四１（２）ナ（ロ） ねじ端子にあっては、その呼び径は、４mm以上（押し締めねじ型のもの、定格が１５Ａ以下の差込み接続器に使用するもの、溝付六角頭ねじ及び大頭丸平小ねじにあっては、３．５mm以上）であること。	1
その他の家庭機器用変圧器 品目番号Ｂ０４ 試料番号１	100V 9V 7VA 50/60Hz	cosmos （Vibralarm）	エース電機㈱	表示において、表示すべき事項である定格２次短絡電流の表示が銘板等になかった。なお、測定した２次短絡電流は８Ａ以下であった。	別表第六１（５） 附表第四に規定する表示の方式により表示すること。	1
その他の家庭機器用変圧器 品目番号Ｂ０４ 試料番号３	100V 100V 200VA 50/60Hz	cosmos （fairyｸﾘｰﾝ電源装置）	㈱光城精工	１．　構造試験において、プリント基板上にはんだ付けされた入力側リード線の異極充電部相互間の空間距離が１．５mmであった。	別表第六１（２）ヘ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．　構造試験において、プリント基板上にはんだ付けされた入力側リード線とプリント基板上の印刷配線との間の空間距離が１．５mmであった。	別表第六１（２）ヘ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	2
				３．　構造試験において、プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部と印刷配線との間）で、交流－直流異極充電部相互間の空間距離が１．５mmであった。	別表第六１（２）ヘ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	3

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
その他の家庭機器用変圧器 品目番号Ｂ０４ 試料番号３	100V 100V 200VA 50/60Hz	PSE cosmos （fairyｸﾘｰﾝ電源装置）	㈱光城精工	４．　構造試験において、コンセントの近傍に安全に取り出すことができる最大の電力又は電流の値の表示がなかった。	別表第六１（２）ラ 器体に附属したコンセント（外部に電力を取り出すものに限る。）には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法で安全に取り出すことができる最大の電力又は電流の値を表示してあること。ただし、電圧調整器の出力端子にあっては、この限りでない。	4
				５．　平常温度上昇試験において、熱電温度計法により測定した各巻線（Ｅ種絶縁）の温度上昇値が次のとおりであった。 イ．ラインフィルターＣＬ１巻線：１０３．０/１０４．５Ｋ（５０／６０Ｈｚ,周囲温度３５℃） ロ．ラインフィルターＣＬ２巻線：１０４．０/１０４．５Ｋ（５０／６０Ｈｚ,周囲温度３５℃） なお、絶縁階級にあっては、使用している巻線（ポリウレタンエナメル銅線）の種類により判定した。	別表第六２（５）ロ 各部の温度は、次の表に掲げる値以下であること。 （表） Ｅ種絶縁：８０Ｋ	－
蛍光灯用安定器 品目番号Ｂ０５ 試料番号１	200V 50/60Hz 0.25A 47W FLR40S/M	PSE cosmos （FA2140-B3K）	東西電工㈱	構造試験において、プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部間）で、２００Ｖ異極充電部相互間及び交流－直流異極充電部相互間の空間距離が最小２．５ｍｍであった。	別表第六１（２）ヘ 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、３ｍｍ以上（その他の箇所、２００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
蛍光灯用安定器 品目番号Ｂ０５ 試料番号３	100V 50/60Hz 0.450A 42W FLR40S/M	PSE cosmos （FA1140-B16）	東西電工㈱	異常温度上昇試験において、試験品を無負荷の状態（ランプの不点灯状態）にしたときに、電流ヒューズ（３Ａ）が動作し、再点灯させることができなかった。	別表第六４（８）ハ（ハ） イに該当する試験品について、ロの試験条件において試験を行なつたとき、ハの基準に適合すること。 イ　試験の対象 （ロ）無負荷の状態で定格入力電圧に等しい電圧を加えたとき、その構造上異常に温度が上昇するもの ロ　試験条件 （ニ）イ（ロ）に該当する試験品にあつては、無負荷の状態にすること。 ハ　基準 （ハ）自然冷却により温度が下つた後、適用放電管を点灯できること。ただし、温度過昇防止装置を有するものであつて、これが動作したものにあつては、この限りでない （解釈） 「無負荷の状態」には、ランプの不点灯を含む。	－
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号１	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （VCHO-15SDHF）	㈱トキナー	１．　構造試験において、プリント基板上の速結式端子台で、１００Ｖ異極充電部相互間（自動温度調節器開路時異極間）の空間距離が最小１．７mmであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号１	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （VCHO-15SDHF）	㈱トキナー	２．　構造試験において、取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ４．５～φ９㎜）の範囲内の仕上がり外径がφ６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって８０Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と速結式端子台との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。 （解釈） １．電源電線等が接続されていないものは、適合電線を接続して行う。	2
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号２	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （KH5000WD-T）	東芝テリー㈱	１．　構造試験において、工具を用いず容易に開くことができる背面パネルを開いた状態で、充電部（端子台、サージアブソーバー及び抵抗）に試験指が触れた。	別表第八１（２）ヘ 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四１（２）ハの図に示す試験指が触れないこと。	1
				２．　構造試験において、コードクリップ小に取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ６．０～φ１２）の範囲内の仕上がり外径が６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって８５Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と速結式端子台との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。 （解釈） １．電源電線等が接続されていないものは、適合電線を接続して行う。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号２	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	PSE cosmos （KH5000WD-T）	東芝テリー㈱	３．　絶縁性能において、平常温度上昇試験、注水絶縁試験及び耐湿絶縁試験時の各絶縁抵抗試験で、５００ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗が０．１５ＭΩであった。なお、充電部と器体の表面との間に設けられたサージアブソーバー（放電ギャップガラス管と抵抗器３Ω直列接続）は、放電ギャップガラス管を短絡した時の漏洩電流が３０Ａであり、又、サージアブソーバー専用端子の構造となっていないため、回路からサージアブソーバーを取り外すことができないものであった。	別表第八２（３２）ロ 水中用のものにあつては附表第三１及び２の試験を、屋外用のものにあつては附表第三１、２及び５（３）の試験を、その他のものにあつては附表第三１、２及び５（２）の試験を行つたとき、これに適合すること。ただし、屋外カメラ用ハウジングに用いる凍結又は凝結防止用電熱器具にあつては、当該ハウジングを正常に取り付けた状態において、附表第三１、２及び５（３）の試験に適合するか、又は、以下の（イ）及び（ロ）に適合すること。 （イ）附表第三１、２及び３の試験を行つたとき、これに適合し、かつ、充電部に水がかからない構造であること。ただし、通常の使用状態において、充電部に水がかかつた場合に、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 （ロ）屋外カメラ用ハウジングの筐体を開いた状態で、附表第三６（１）の試験を行つたとき、これに適合すること。 （附表第三１） 平常温度上昇の試験の前後において、５００ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は１ＭΩ以上であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号２	100V 20W 50/60Hz 屋内外用	◇cosmos （KH5000WD-T）	東芝テリー㈱	４．　絶縁性能において、平常温度上昇試験及び注水絶縁性能試験時の各絶縁耐力試験で、充電部と器体の表面との間に１０００Ｖの交流電圧を加えたとき、サージアブソーバーが動作し、連続して１分間これに耐えなかった。 なお、充電部と器体の表面との間に設けられたサージアブソーバー（放電ギャップガラス管と抵抗器３Ω直列接続）は、放電ギャップガラス管を短絡した時の漏洩電流が３０Ａであり、又、サージアブソーバー専用のアース端子を設けていないため、回路からサージアブソーバーを取り外すことができないものであった。	別表第八２（３２）ロ 水中用のものにあつては附表第三１及び２の試験を、屋外用のものにあつては附表第三１、２及び５（３）の試験を、その他のものにあつては附表第三１、２及び５（２）の試験を行つたとき、これに適合すること。ただし、屋外カメラ用ハウジングに用いる凍結又は凝結防止用電熱器具にあつては、当該ハウジングを正常に取り付けた状態において、附表第三１、２及び５（３）の試験に適合するか、又は、以下の（イ）及び（ロ）に適合すること。 （イ）　附表第三１、２及び３の試験を行つたとき、これに適合し、かつ、充電部に水がかからない構造であること。ただし、通常の使用状態において、充電部に水がかかつた場合に、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。 （ロ）　屋外カメラ用ハウジングの筐体を開いた状態で、附表第三６（１）の試験を行つたとき、これに適合すること。 （附表第三２） 平常温度上昇試験の直後に行う絶縁抵抗試験の後、充電部と器体の表面との間に、定格電圧が１５０Ｖ以下のものにあつては１，０００Ｖ、定格電圧が１５０Ｖを超えるものにあつては１，５００Ｖの交流電圧を加えたとき、連続して１分間これに耐えること。	－
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号３	100V 20W 50/60Hz	◇cosmos （A-OH15BH1）	㈱エーエスシー	１．　構造試験において、プリント基板上のねじ式端子台で、１００Ｖ異極充電部相互間（内部配線の素線相互間）の空間距離が最小１．９mmであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
				２．　構造試験において、アース用端子の近傍に付されたアース用である旨のシールの表示箇所が器体溝部分であり、接着面積が十分でなく容易に剥がれアース線を取り付ける際に脱落するおそれがあった。	別表第八１（２）ツ（ニ）ｂ アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号３	100V 20W 50/60Hz	PSE cosmos （A-OH15BH1）	㈱エーエスシー	３．　構造試験において、器体内部のアース用端子ねじを取り付けている部分が器体溝であり、勘合するねじ穴にねじ山を設けずにねじ込まれているため、本体との接続が不十分でありアース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。 （解釈　別表第四１（２）ナ（イ）の解釈に同じ） （別表第四１（２）ナ（イ）解釈） 次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。 （１）アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が２山以上のもの	3
				４．　表示において、表示すべき事項が工具の使用なしでは開けることができない器体内部に表示されていた。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項を表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	4
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号４	－	（VCHO-14DHF）	㈱トキナー	１．　構造試験において、取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ４～φ６㎜）の範囲内の仕上がり外径がφ６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって５０Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。 （解釈） １．電源電線等が接続されていないものは、適合電線を接続して行う。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号４	―	（VCHO-14DHF）	㈱トキナー	２．　構造試験において、アース用端子が設けられている底部金属外郭に塗装が施されているため、人が触れるおそれのある金属部（上部金属外郭）とアース機構とが電気的に完全に接続されておらず、かつ、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。	別表第八１（２）ツ（ロ） アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電気的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	2
				３．　表示において、表示すべき事項である「定格電圧」「定格消費電力」「定格周波数」「屋外用のものにあつては、屋外で使用できる旨」及び「屋内用のものにあつては、その旨」の表示がなかった。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項を表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	3
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号５	100V 40W 50/60Hz 屋内外用	[PSE]cosmos （DCHO-190）	㈱トキナー	１．　構造試験において、器体の内部配線が貫通孔（壁面取付金具）の鋭利な箇所に触れ、電線の被覆が損傷した。	別表第八１（２）ヌ（ハ） 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は２Ｎの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。	1
				２．　表示において、表示すべき事項が工具の使用なしでは開けることができない器体内部に表示されていた。	別表第八１（１２） 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 （附表第六） 表示すべき事項を表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。	2
電気温水器 品目番号Ｂ０８ 試料番号１	100V 430W 50/60Hz 屋内用	[PSE]cosmos （SP-ROHC150G-SDUV）	産電子工業㈱	１．　構造試験において、１００Ｖ異極充電部相互間であるプリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。 イ．印刷配線相互間が最小０．９ｍｍ（じんあいが侵入し難い箇所） ロ．印刷配線のはんだ付け部相互間が最小０．９ｍｍ（その他の箇所）	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５ｍｍ以上（じんあいが侵入し難い箇所、１００Ｖ）及び２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写真
電気温水器 品目番号Ｂ０８ 試料番号１	100V 430W 50/60Hz 屋内用	PSE cosmos （SP-ROHC150G-SDUV）	産電子工業㈱	２．　構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって１００Ｎの張力を加えたとき、５秒後に電源電線とコネクターとの接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。	別表第八１（２）ヲ 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の３倍の値（器体の自重の値の３倍の値が１０ｋｇを超えるものにあっては１００Ｎ、器体の自重の値の３倍の値が３ｋｇ未満のものにあっては３０Ｎの値）の張力を連続して１５秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。	2
				３．　構造試験において、外郭にアース用端子ねじが設けられているが、器体に勘合するねじ山が設けられておらず、かつ、取付け用のナットも溶接等により器体に固定されていないため、アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。	別表第八１（２）ツ（ホ）ａ アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。	3
				４．　構造試験において、電装部近傍に設けられている冷水タンクを覆う保温材に難燃性のものが使用されていなかった。（燃焼試験で燃え尽きた。）	別表第八１（２）ヒ 器具の電装部近傍に充てんする保温材、断熱材等は、難燃性のものであること。ただし、保温材、断熱材等が燃焼した場合において感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものにあっては、この限りでない。	4
				５．　部品及び附属品において、アース線に断面積が０．７５mm²の単心ビニルコードが使用されていた。	別表第八１（３）ハ アース線は、次のいずれかであること。 （イ）略 （ロ）断面積が１．２５mm²以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブル （ハ）及び（ニ）略	5
				６．　消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力４３０Ｗに対して、測定値が３３５／３３４Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－２２．１／－２２．３％）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が１００Ｗを超え１，０００Ｗ以下のものの許容差は±１０％以内であること。	－

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
家庭用温熱治療器 品目番号Ｂ０９ 試料番号１	100V 8W 50/60Hz	PSE cosmos （KTE249）	テクノエレメント㈱	１．　構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（９４℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	1
				２．　平常温度上昇試験において、定格電圧を温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えた時の発熱部の温度が２２０．０／２２４．５℃（電源周波数５０／６０Hz、周囲温度２９．５℃／２９．５℃）であった。	別表第八２（２３）ハ（ハ） 発熱部の温度は、１３０℃以下であること。 （解釈） １．「発熱部」とは、発熱体表面をいう。	2
				３．　異常温度上昇試験において、厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度が２９７．５℃（電源周波数５０Hz、周囲温度２９．５℃）であった。	別表第八２（２３）ニ（ハ） 厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度は１３０℃以下であること。 （解釈１：「発熱部」とは、発熱体表面をいう。）	3
家庭用温熱治療器 品目番号Ｂ０９ 試料番号２	100V 30W 50/60Hz	PSE cosmos （SBO-1）	テクノエレメント㈱	１．　構造試験において、プリント基板上（直流電源基板：ＪＢＷ１２－２Ｒ５基板回路）の空間距離が１００Ｖ異極充電部（開閉時を含む）相互間で次のとおりであった。 ①：コイルＬ１パターン－Ｊ１パターン間：２．３mm ②：コンデンサＣ１パターン－Ｊ１パターン間：２．３mm ③：電流ヒューズＦ１・パターン両端間：２．３mm ④：抵抗Ｒ２パターン－Ｒ２Ｄパターン間：２．０mm	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５mm以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
家庭用温熱治療器 品目番号Ｂ０９ 試料番号２	100V 30W 50/60Hz	PSE cosmos (SB0-1)	テクノエレメント㈱	２．　構造試験において、交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（９４℃）の表示がなかった。	別表第八１（２）マ ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りではない。	2
				３．　消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力３０Ｗに対して、測定値が１９．７７／１９．５６Ｗ（電源周波数５０／６０Ｈｚ、偏差：－３４．１／－３４．８％）であった。	別表第八１（４）ハ（イ） 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 （表） 定格消費電力が２０Ｗを超え１００Ｗ以下のものの許容差は±１５％以内であること。	－
				４．　平常温度上昇試験において、定格電圧を温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えた時の発熱部の温度が２１９．０／２２０．０℃（電源周波数５０／６０Hz、周囲温度２９．５℃／２９．５℃）であった。	別表第八２（２３）ハ（ハ） 発熱部の温度は、１３０℃以下であること。 （解釈） １．「発熱部」とは、発熱体表面をいう。	3
				５．　異常温度上昇試験において、厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度が２７０．５℃（電源周波数５０Hz、周囲温度２９．５℃）であった。	別表第八２（２３）ニ（ハ） 厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度は１３０℃以下であること。 （解釈１：「発熱部」とは、発熱体表面をいう。）	4
家庭用温熱治療器 品目番号Ｂ０９ 試料番号３	100V 195W 50/60Hz	PSE cosmos (H10-1)	㈱リッコー	１．　構造試験において、マットの接続器の充電部に吸湿性のあるスポンジが接触していた。	別表第八１（２）タ 吸湿することにより部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずる恐れのある部分にあっては、防湿処理をほどこしてあること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
家庭用温熱治療器 品目番号Ｂ０９ 試料番号３	100V 195W 50/60Hz	PSE cosmos （H10-1）	㈱リッコー	２．　構造試験において、電装部（マット接続器内部配線接続端子部）に接触しているスポンジの難燃性試験を行ったとき試験片が燃えつきた。	別表第八１（２）ヒ 器具の電装部近傍に充てんする保温材、断熱材等は、難燃性のものであること。ただし、保温材、断熱材等が燃焼した場合において感電、火災等の危険が生ずるおそれがないものにあっては、この限りでない。	−
サウナバス用電熱器 品目番号Ｂ１１ 試料番号１	200V 2.15A 50/60Hz	PSE cosmos （RSS-2-3-1P）	㈱メトス	構造試験において、単相機器であるにもかかわらず、電源電線接続用端子台の近傍に「U，V，W」及び「＋，−，⏚」と表示されており、電源電線及びアース線を誤って接続するおそれがあった。	別表第八１（２）イ 通常の使用状態において、危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。	1
電気マッサージ器 品目番号Ｂ１３ 試料番号１	100V 48W 50/60Hz 15分定格	PSE cosmos （TF2000）	㈱惣田製作所 （テスコム電機）	構造試験において、プリント基板上の空間距離が１００Ｖ異極充電部相互間で最小０．８ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、１．５ｍｍ以上（じんあいが侵入しがたい箇所、１００Ｖ）であること。	1
電気マッサージ器 品目番号Ｂ１３ 試料番号４	100V 62W 50/60Hz 30分定格	PSE cosmos （RC-308）	㈱フジ医療器	１．　温度上昇試験において、各部の温度上昇が一定となった後に測定したAirPumpの巻線の温度上昇値が最大１１０．３Ｋ（１０６Ｖ、５０Ｈｚ、周囲温度２１．６℃）であった。測定条件は、ポイントマッサージ「脚」・強さ「強」・脚同時「入」・パルスＯＮ	Ｊ６０３３５−１（Ｈ１４）１１．８ 機器及びその周囲は、通常の使用状態において過度の温度になってはならない。 巻線：ＩＥＣ６００８５に基づく巻線が次の場合： −　Ａ種絶縁　　７５Ｋ −　Ｅ種絶縁　　９０Ｋ −　Ｂ種絶縁　　９５Ｋ −　Ｆ種絶縁　１１５Ｋ −　Ｈ種絶縁　１４０Ｋ	−
				２．　温度上昇試験において、各部の温度上昇が一定となった後に測定した内部配線（AirPump内部リード線）の温度上昇値が最大６６．５Ｋ（１０６Ｖ、５０Ｈｚ、周囲温度２３．９℃）であった。測定条件は、ポイントマッサージ「脚」・強さ「強」・脚同時「入」・パルスＯＮ	Ｊ６０３３５−１（Ｈ１４）１１．８ 機器及びその周囲は、通常の使用状態において過度の温度になってはならない。 内部配線及び電源コードを含む外部配線のゴム絶縁又は塩化ビニール絶縁： −　Ｔマークなし　５０Ｋ −　Ｔマーク付き　Ｔ−２５Ｋ	−

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号３	100V 138VA 50/60Hz DC12V DC4.5A	PSE cosmos （SPE-1570）	㈲飯野防災工業 （セコム）	構造試験において、プリント基板（ＭＡＩＮ基板）上の空間距離が次のとおりであった。 イ．１００Ｖ異極充電部相互間が最小２．０ｍｍ ロ．交流－直流異極充電部相互間が最小２．０ｍｍ	別表第八１（２）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、２．５ｍｍ以上（その他の箇所、１００Ｖ）であること。	1
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号６	100V 36VA 50/60Hz DC9-57V DC0.13-0.35A	PSE cosmos （LC350-20）	㈱ナユタ	構造試験において、電源電線の取付け端子部（速結端子）と人が触れるおそれのある非充電金属部の表面との間の空間距離が４．０ｍｍであった。	別表第八１（２）ト 使用者が接続する電源電線の取付け端子部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、６．０ｍｍ以上（１００Ｖ）であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準（要旨）	写 真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号７	100V 90VA 50/60Hz DC13V DC1A	cosmos （H-PS001A）	㈱ナユタ	平常温度上昇試験において、熱電温度計法により測定したラインフィルター（Ｌ１）の巻線表面温度が１０９．５℃／１０６．５℃（５０／６０Ｈｚ）であった。	別表第八２（１０２）ホ 次の（イ）から（ハ）までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加え（自動車用スタータに使用するものにあつては、定格２次電流に等しい電流を３秒間通電し、７秒間休止する操作を１０回繰返し）、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、おもちや用のものの外郭にあつては次の表に掲げる値以下であること。 １　「定格２次電流に等しい電流」とは、自動車用スタータに抵抗負荷を負荷し、定格２次電流に等しい電流に調整することをいう。 ２　「外郭」とは、ケースの外面、ふたの外面、台の裏面、端子カバーの外面等及びこれらの外面に露出している半導体素子、半導体素子の放熱板等をいう。 (イ)試験品は、厚さが１０ｍｍ以上の表面が平らな木台の上に置くこと。 (ロ)電池を充電するものにあっては。表示された公称容量に電池を負荷とすること。この場合において、負荷電流が定格負荷に満たさないときは適当な負荷を接続し、定格電流に等しい電流を通じること。 附表第四： 巻線：１０５℃（Ｅ種のもの）	―

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号８	100V 13VA 50/60Hz DC12V DC240mA	PSE cosmos （PO-W0100）	㈲飯野防災工業 （セコム）	構造試験において、外郭の一部分に衝撃を加えたとき、フタが開き充電部が露出した。	別表第八１（２）ケ 外郭にあつては、質量が２５０ｇで、ロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミド加工した半径が１０ｍｍの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に１回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、３回）落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミド加工した半径が１０ｍｍの球面を有する衝撃片によつて１回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、３回）加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。 ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が４ｃｍ２以下であり、かつ、器体の外郭の表面から１０ｍｍ以上突出していないものにあつては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号９	100V 24VA 50/60Hz DC12V DC0.63A	PSE cosmos （PO-W0241）	㈲飯野防災工業 （セコム）	１．　構造試験において、外郭の一部分に衝撃を加えたとき、フタが開き充電部が露出した。	別表第八１（２）ケ 外郭にあつては、質量が２５０ｇで、ロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミド加工した半径が１０ｍｍの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に１回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、３回）落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度Ｒ１００の硬さに表面をポリアミド加工した半径が１０ｍｍの球面を有する衝撃片によつて１回（二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、３回）加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。 ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が４ｃｍ２以下であり、かつ、器体の外郭の表面から１０ｍｍ以上突出していないものにあつては、この限りでない。	1

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号９	100V 24VA 50/60Hz DC12V DC0.63A	PSE cosmos （PO-W0241）	㈲飯野防災工業 （セコム）	２．　絶縁性能において、平常温度上昇試験後の絶縁耐力試験で、充電部と器体の表面との間に１０００Ｖの交流電圧を加えたとき、サージアブソーバーが動作し、連続して１分間これに耐えなかった。なお、充電部と器体の表面との間にサージアブソーバーを有するものであるにもかかわらず、サージアブソーバー専用のアース端子を設けていないため、回路からサージアブソーバーを取り外すことができないものであった。	別表第八２（１０２）ハ 巻線相互間及び巻線とアースするおそれのある非充電金属部との間に電圧の区分が３０Ｖを超え１５０Ｖ以下のものは「１０００Ｖ」加えたとき、連続して１分間これに耐えること。 解釈 ２．充電部と器体の表面との間にサージアブソーバーを有するものであって差し込みプラグの接地極の刃で接地できるもの又は次に適合するものにあっては、「充電部と器体の表面」との間の測定はサージアブソーバーを回路から取り外して行うことができる（以下別表第八附表第三２において同じ。）。 （１）金属外郭と絶縁されたアース端子又はアース用口出し線をサージアブソーバー専用に設けること。 　この場合において、アース端子と金属外郭との間の空間距離（沿面距離含む。）は３mm以上であること。 　ただし、回路からサージアブソーバーを取り外さずにサージアブソーバーを短絡した状態で別表第八１（２）ヘ（ハ）に適合するものにあっては、アース端子又はアース用口出し線をサージアブソーバー専用に設けることを要しない。 （２）サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線には、そのもの若しくはその近傍に容易に消えない方法でサージアブソーバー専用である旨の表示を付してあること。 （３）サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線は、別表第八１（１）ホ,（２）ツ（ホ）及び（３）ハに準ずること。	2

電気用品名 検査試料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 （ブランド名）	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写真
直流電源装置 品目番号Ｂ１８ 試料番号１０	100-240V 0.48-0.28A 50/60Hz DC10.5V DC1.9A	◇PSE cosmos （VGP-AC10V2）	長野日本無線㈱ （ソニー） （輸入）	衝撃試験において、外郭側面に衝撃試験を実施したところ、外郭が割れ一次部品（充電部）に容易に触れた。	Ｊ６０９５０（Ｈ１９）４．２．５ 破損した場合に危険な部分に人がアクセスする恐れのあるエンクロージャの外面には、次による試験を行う：エンクロージャの全体又は強化を施していない最も大きな部分を代表するエンクロージャの一部を通常の位置に支持する。直径が約５０ｍｍで、重量が５００ｇ±２５ｇの固くて表面が滑らかな鋼球を、垂直距離（Ｈ）１．３ｍのところから試験サンプルの上に自然落下させる。	1
携帯発電機 品目番号Ｂ１９ 試料番号１	単相 100V 24A 2.4kVA 50Hz	◇PSE cosmos （SGE3000BS）	㈱ダイシン	１．　材料試験において、器体の外部に設けられているアース用端子に使用しているネジ及びナットが鉄であった。	別表第八１（１）リ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。 （解釈２） 銅、銅合金及びステンレス鋼は、「十分な機械的強度を有するさび難いもの」とみなす。	1
				２．　構造試験において、燃料供給口に設けてある規定量指示表示まで燃料を入れたところ、外部に設けてある規定量表示器は、約半分の量を示していた。	別表第八３（１）ロ 液体燃料を使用するものにあつては、燃料を注入する場合において規定量が容易に確認できる構造であること。	2

品目番号　Ｂ０１

タイムスイッチ　　試料番号１

日南田電気㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

工具を使用しないで取り外すことができるヒューズホルダーのキャップを取り外したとき、ヒューズホルダー内部充電部に試験指が触れた。

品目番号　Ｂ０２

その他の点滅器　試料番号２

吉田電機工業㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板（表）

Ｌ１－Ｎ１間　１２５Ｖ異極充電部間
Ｌ２－Ｎ２間　１２５Ｖ異極充電部間
ＡＬ１－ＡＬ２間　１２５Ｖ異極充電部間

プリント基板上の１２５Ｖ異極充電部相互間が最小０．９mmであった。

品目番号　ＢＯ２

その他の点滅器　　試料番号２

吉田電機工業㈱

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

プリント基板（裏）

Ｌ１－Ｎ１間　　１２５Ｖ異極充電部間
Ｌ２－Ｎ２間　　１２５Ｖ異極充電部間
ＡＬ１－ＡＬ２間　　１２５Ｖ異極充電部間
Ｌ１－非充電金属部　　１２５Ｖ充電部とアースするおそれのある非充電金属部間

プリント基板上の１２５Ｖ充電部とアースするおそれのある非充電金属部間が最小０．７mmであった。

品目番号　　Ｂ０２

その他の点滅器　　試料番号２

吉田電機工業㈱

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

表示すべき事項である「機器用である旨」の表示がなかった。

品目番号　 Ｂ０３

その他の差込み接続器　　試料番号１

㈱光城精工

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

コネクターの端子と周辺の
印刷配線との間０．６mm

抵抗のリード端子と周辺の
印刷配線との間０．６mm

プリント基板上（印刷配線）の１００Ｖ異極充電部相互間が最小０．６mmであった。

品目番号　　Ｂ０３

その他の差込み接続器　　試料番号１

㈱光城精工

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

アース線を接続する器体外部のアース用端子ねじの呼び径が３mmであった。

品目番号　　Ｂ０３

その他の差込み接続器　　試料番号２

㈱光城精工

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

アース線を接続する器体外部のアース用端子ねじの呼び径が３mmであった。

品目番号　　Ｂ０４

その他の家庭機器用変圧器　　　　試料番号１

エース電機㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

表示すべき事項である定格２次短絡電流の表示が銘板等になかった。なお、測定した２次短絡電流は８Ａ以下であった。

品目番号　　Ｂ０４

その他の家庭機器用変圧器　　　　試料番号３

㈱光城精工

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上にはんだ付けされた入力側リード線の異極充電部相互間の空間距離が１．５mmであった。

品目番号　B０４

その他の家庭機器用変圧器　　　試料番号３

㈱光城精工

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

プリント基板上にはんだ付けされた入力側リード線とプリント基板上の印刷配線との間の空間距離が１．５mmであった。

品目番号　Ｂ０４

その他の家庭機器用変圧器　　　試料番号３

㈱光城精工

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部と印刷配線との間）で、交流ー直流異極充電部相互間の空間距離が１．５mmであった。

品目番号　　Ｂ０４

その他の家庭機器用変圧器　　　　試料番号３

㈱光城精工

技術基準不適合箇所４〔写真番号４〕

コンセントの近傍に安全に取り出すことができる最大の電力又は電流の値の表示がなかった。

品目番号　　Ｂ０５

蛍光灯用安定器　　試料番号１

東西電工㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上（印刷配線のはんだ付け部間）で、２００Ｖ異極充電部相互間及び交流－直流異極充電部相互間の空間距離が最小２．５mmであった。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号１

㈱トキナー

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上の速結式端子台で、１００Ｖ異極充電部相互間（自動温度調節器開路時異極間）の空間距離が最小１．７mmであった。

品目番号　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　試料番号１

㈱トキナー

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ４．５～φ９㎜）の範囲内の仕上がり外径がφ６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって８０Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と速結式端子台との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。

取扱説明書（抜粋）

【注意】デフロスターガラス面に接触しているとカメラ(レンズ)やデフロスターガラスが破損する場合があります。

ケーブルの通線方法　カメラを固定した後に行って下さい。

1．①後部蓋に付いているキャプコンのキャップを外し、青色の盲キャップ先端を切断します。

2．ケーブルをキャプコンのキャップ、キャプコン本体の順に通し、映像線のBNCやF栓、電源線の丸型圧着端子など端末処理を行い、カメラや④基板に各ケーブルを接続します。(電源接続の詳細は次頁参照)

【注意】適合ケーブルサイズは、φ4.5～φ9mmです。上記サイズ以外を使用すると雨水等の防水効果を損ないます。

3．ケーブルは、ヒューズの真上を通し、余分なたるみが無くなるまで引っ張り、キャプコンのキャップをしっかりと締め付けて下さい。

【注意】キャプコン用キャップの締め付けがあまいと、カメラや④基板が引っ張られ、カメラの固定位置が変わったり、基板が破損することがあります。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号２

東芝テリー㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

工具を用いず容易に開くことができる背面パネルを開いた状態で、充電部
（端子台、サージアブソーバー及び抵抗）に試験指が触れた。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号２

東芝テリー㈱

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

コードクリップ小に取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ６．０～φ１２）の範囲内の仕上がり外径が６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって８５Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と速結式端子台との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。

取扱説明書（抜粋）

2．適合するケーブル外径のケーブルを通線してください。

コードグリップ　大　（1箇所）　（　適合ケーブル外径　φ１3～φ１８　）
コードグリップ　小　（3箇所）　（　適合ケーブル外径　φ6　～φ１２　）

3．パッキンの切断・折り曲げはしないで下さい。（浸水の原因になります）

コードグリップ内のパッキン及びツメは、絶対に　切断・折り曲げはしないで下さい。ケーブル入り口(パッキンの入り口径)が狭くなっている場合は、指等により押し広げ、適合するケーブルを通線してください。パッキン及びツメを切断すると、防水効果が無くなり浸水します。

4．コードグリップのキャップは必ず十分に締めこんでください。（浸水の原因になります）

ケーブル通線後は、キャップをプライヤ等の工具を使用して、パッキンがケーブル外周に十分に押し付けられるまで締めこんでください。（キャップとケーブル外周のすき間から目視にて確認してください）

また、通線していないコードグリップ（ゴム栓が入っているもの）のキャップも同様に締めこんでください。

品目番号　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号３

㈱エーエスシー

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上のねじ式端子台で、１００Ｖ異極充電部相互間（内部配線の素線相互間）の空間距離が最小１．９mmであった。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号３

㈱エーエスシー

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

アース用端子の近傍に付されたアース用である旨のシールの表示箇所が器体溝部分であり、接着面積が十分でなく容易に剥がれアース線を取り付ける際に脱落するおそれがあった。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号３

㈱エーエスシー

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

器体内部のアース用端子ねじを取り付けている部分が器体溝であり、勘合するねじ穴にねじ山を設けずにねじ込まれているため、本体との接続が不十分でありアース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号３

㈱エーエスシー

技術基準不適合箇所４〔写真番号４〕

表示すべき事項が工具の使用なしでは開けることができない器体内部に表示されていた。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号４

㈱トキナー

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

取扱説明書で指定されている適合ケーブル（φ４～φ６㎜）の範囲内の仕上がり外径がφ６．６㎜のキャブタイヤコードを指定された方法で取り付けた状態で、電源電線を器体の外方に向かって５０Ｎの張力を加えたとき及び電源電線の器体側から５ｃｍの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号４

㈱トキナー

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

底板固定ねじ

アース用端子が設けられている底部金属外郭に塗装が施されているため、人が触れるおそれのある金属部（上部金属外郭）とアース機構とが電気的に完全に接続されておらず、かつ、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

底板固定ねじ

絶縁性クッション材

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号４

㈱トキナー

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

表示すべき事項である「定格電圧」「定格消費電力」「定格周波数」「屋外用のものにあつては、屋外で使用できる旨」及び「屋内用のものにあつては、その旨」の表示がなかった。

品目番号　　ＢＯ７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号５

㈱トキナー

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

器体の内部配線が貫通孔（壁面取付金具）の鋭利な箇所に触れ、電線の被覆が損傷した。

器体の内部配線（電源電線）　　　　鋭利な箇所

品目番号　 Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号５

㈱トキナー

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

表示において、表示すべき事項が工具の使用なしでは開けることができない器体内部に表示されていた。

品目番号　　Ｂ０８

電気温水器　　試料番号１

産電子工業㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

１００Ｖ異極充電部相互間であるプリント基板上（印刷配線）の空間距離が次のとおりであった。
イ．印刷配線相互間が最小０．９mm（じんあいが侵入し難い箇所）
ロ．印刷配線のはんだ付け部相互間が最小０．９mm（その他の箇所）

品目番号　　Ｂ０８

電気温水器　　試料番号１

産電子工業㈱

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

電源電線　　　　　　　　　　**ブッシング**

電源電線を器体の外方に向かって１００Ｎの張力を加えたとき、５秒後に電源電線とコネクターとの接続部に張力が加わった。なお、張力止めに使用している樹脂製ブッシングが有効に機能していなかった。

電源電線

品目番号　Ｂ０８

電気温水器　試料番号１

産電子工業㈱

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

アース用端子ねじ

外郭にアース用端子ねじが設けられているが、器体に勘合するねじ山が設けられておらず、かつ、取付け用のナットも溶接等により器体に固定されていないため、アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができなかった。

ナット（器体に固定されていない）　器体（ねじ山なし）

品目番号　　Ｂ０８

電気温水器　　試料番号１

産電子工業㈱

技術基準不適合箇所４〔写真番号４〕

冷水タンク　　電源スイッチ　　保温材

電装部近傍に設けられている冷水タンクを覆う保温材に難燃性のものが使用されていなかった。（燃焼試験で燃え尽きた。）

冷水タンク　　保温材　　電装部

品目番号　　Ｂ０８

電気温水器　　試料番号１

産電子工業㈱

技術基準不適合箇所５〔写真番号５〕

アース線に断面積が０．７５㎟の単心ビニルコードが使用されていた。

品目番号　　Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号１

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作温度（９４℃）の表示がなかった。

品目番号　　Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号１

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

定格電圧を温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えた時の発熱部の温度が２２０．０／２２４．５℃（電源周波数５０／６０㎐、周囲温度２９．５℃／２９．５℃）であった。

品目番号　　Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号１

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所３〔写真番号３〕

厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度が２９７．５℃（電源周波数５０㎐、周囲温度２９．５℃）であった。

品目番号　　B０９

家庭用温熱治療器　　試料番号２

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上（直流電源基板：ＪＢＷ１２－２Ｒ５基板回路）の空間距離が１００Ｖ異極充電部（開閉時を含む）相互間で次のとおりであった。
①：コイルＬ１パターンーＪ１パターン間：２．３mm
②：コンデンサＣ１パターンーＪ１パターン間：２．３mm
③：電流ヒューズＦ１・パターン両端間：２．３mm
④：抵抗Ｒ２パターンーＲ２Ｄパターン間：２．０mm

品目番号　 Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号２

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

交換が可能である温度ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格動作
温度（９４℃）の表示がなかった。

品目番号　　Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号２

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所４〔写真番号３〕

定格電圧を温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えた時の発熱部の温度が２１９．０／２２０．０℃（電源周波数５０／６０Hz、周囲温度２９．５℃／２９．５℃）であった。

品目番号　B０９

家庭用温熱治療器　　試料番号２

テクノエレメント㈱

技術基準不適合箇所５〔写真番号４〕

厚さ５ｃｍの綿布団で試験品の全面を覆い、入力調整用のコントローラーの接点（半導体素子）を短絡し、定格電圧を温度ヒューズが動作するときまで連続して加えた時の発熱部の温度が２７０．５℃（電源周波数５０㎐、周囲温度２９．５℃）であった。

品目番号　　Ｂ０９

家庭用温熱治療器　　試料番号３

㈱リッコー

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

マットの接続器の充電部に吸湿性のあるスポンジが接触していた。

品目番号　Ｂ１１

サウナバス用電熱器　　試料番号１

(株)メトス

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

単相機器であるにもかかわらず、電源電線接続用端子台の近傍に「Ｕ，Ｖ，Ｗ」及び「＋，－，⏚」と表示されており、電源電線及びアース線を誤って接続するおそれがあった。

品目番号　　Ｂ１３

電気マッサージ器　　試料番号１

㈱惣田製作所（テスコム電機）

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板上の空間距離が１００Ｖ異極充電部相互間で最小
０．８mmであった。

品目番号　　Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号３

㈲飯野防災工業（セコム）

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

プリント基板（ＭＡＩＮ基板）上の空間距離が次のとおりであった。
イ．１００Ｖ異極充電部相互間が最小２．０mm
ロ．交流－直流異極充電部相互間が最小２．０mm

品目番号　Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号６

（株）ナユタ

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

電源電線の取付け端子部（速結端子）と人が触れるおそれのある非充電金属部の表面との間の空間距離が４．０mmであった。

品目番号　 Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号８

㈲飯野防災工業（セコム）

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

外郭の一部分に衝撃を加えたとき、フタが開き充電部が露出した。

品目番号　　Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号９

㈲飯野防災工業（セコム）

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

外郭の一部分に衝撃を加えた時、フタが開き充電部が露出した。

品目番号　 Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号９

㈲飯野防災工業（セコム）

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

平常温度上昇試験後の絶縁耐力試験で、充電部と器体の表面との間に１０００Ｖの交流電圧を加えたとき、サージアブソーバーが動作し、連続して１分間これに耐えなかった。なお、充電部と器体の表面との間にサージアブソーバーを有するものであるにもかかわらず、サージアブソーバー専用のアース端子を設けていないため、回路からサージアブソーバーを取り外すことができないものであった。

品目番号　　Ｂ１８

直流電源装置　　試料番号１０

長野日本無線㈱（ソニー）（輸入）

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

外郭側面に衝撃試験を実施したところ、外郭が割れ一次部品（充電部）に容易に触れた。

品目番号　Ｂ１９

携帯発電機　　試料番号１

㈱ダイシン

技術基準不適合箇所１〔写真番号１〕

器体の表面に露出

アース用端子

器体の外部に設けられているアース用端子に使用しているネジ及びナット
が鉄であった。

品目番号　Ｂ１９

携帯発電機　試料番号１

㈱ダイシン

技術基準不適合箇所２〔写真番号２〕

規定量指示表示まで燃料を注入

規定量表示器は、約半分を表示

燃料供給口に設けてある規定量指示表示まで燃料を入れたところ、外部に設けてある規定量表示器は、約半分の量を示していた。

３．７　施行規則不適合電気用品の概要

３．７　施行規則不適合電気用品の概要

電気用品名 検査資料番号	定　格	PSEマーク等 （型番）	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名）	施行規則不適合箇所の内容	施　行　規　則	写真
その他の凍結又は凝結防止用電熱器具 品目番号Ｂ０７ 試料番号４	―	（VCHO-14DHF）	㈱トキナー	電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項である〈PS E〉の記号及び証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第１７条 （表示違反）	1

品目番号　　Ｂ０７

その他の凍結又は凝結防止用電熱器具　　試料番号４

㈱トキナー

施行規則不適合箇所１〔写真番号１〕

電気用品安全法施行規則第１７条（表示の方式）において、表示すべき事項であるPSEの記号及び証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。